



備前市避難所運営マニュアル

感染対策

**いつでも使うことができるよう印刷しておき、
避難所に備えておきましょう**

**令和2年5月
備前市危機管理課**

はじめに

- 本書は、備前市避難所運営マニュアルとともに、備前市職員などの行政担当者が、避難所での感染対策に留意する事項をまとめたものです。各避難所で使う際には、地域や避難所となる施設の実情に合わせて内容を見直し、適宜追加・修正してください。
- 無対策の避難所にインフルエンザウィルス等が人により運ばれてくると、そこはクラスター化し、避難者と避難所運営職員に感染が拡大し、命を守る安全な場所ではなくなります。このことを防ぐため、密集・密閉・密接の回避や、マスクの着用や指手消毒などを励行してください。
- 本書は、**備前市避難所運営マニュアル（別冊）**とセットで利用してください。

新型コロナウイルス感染症相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談
岡山県新型コロナウイルス感染症電話相談窓口
(☎086-226-7877 ☎086-225-7283)
- 症状がある場合
新型コロナウイルス受診相談センター(備前保健所東備支所)
(☎0869-92-5180 ☎0869-92-0100)

感染対策

1 衛生用品の調達

1.1 避難所用衛生用品

【衛生用品】

衛生用品	目的	必要数
液体せっけん	流水での手洗い	
アルコール消毒液	手指・物の消毒	
次亜塩素酸水	ドアノブ等消毒	
赤外線体温計	体調チェック	
ペーパータオル	清拭、手拭き	

【代替方法・備考】

- 避難者個人の衛生用品（マスク等）は持参を基本として周知する。
- 除菌シートが入手できなければ、布やペーパータオルに消毒液を浸したもので代用する。
- ペーパータオルはキッチンペーパーでも代用できる。手洗い場での布タオルの共用は厳禁。
- 電子体温計は必ずアルコール消毒してから使用する。
- 原則、次亜塩素酸水を使用しドアノブや床等の消毒を行う。作成した消毒液は必ず内容を明記した容器等に入れ、作り置きをしない。
- 次亜塩素酸水が準備できない場合は、界面活性剤(台所用洗剤等)を代用し、消毒する。
- 薬剤等の扱いに関しては、使用上の注意をよく読み安全に留意して使用する。
- いずれの品目も、避難所収容規模から必要数量を事前に概算して備蓄をはかる。

1.2 避難所担当職員用衛生用品

【衛生用品】

衛生用品	目的	必要数
使い捨て手袋	感染症予防	
マスク		
ゴミ袋	衛生用品の廃棄	

2 安全管理

2.1 担当職員への周知

- マスク・使い捨て手袋等は脱ぐ時が一番汚染される（外側は汚染されているため、触らない）。
- 手袋を外した後は、必ずすぐに手洗い、できなければ手指アルコール消毒を行う。

【担当職員への周知事項① 飛沫感染予防策】

- 症状のある人を他者から離す。
(個室、隔離区域、空間を1~2m以上分離、本人は区域から出ない)

- マスクを着用する。（本人、接触者も）
- マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う。

【担当職員への周知事項② 接触感染予防策】

- 症状のある人を他者から離す。
(個室、隔離区域、空間を1~2m以上分離、本人は区域から出ない)
- マスクをしている対象者との接触前後に手指衛生を行う

2.2 担当職員の体調管理体制

- 業務従事前後に、検温や体調のチェックを行う(発熱、咳、倦怠感、息苦しきの有無等)。組織として体調管理方法を決め、体調に変化があった場合には、早期の対応ができるように事前にルールを決めておく。

3 避難所開設

3.1 避難所運営ルール

【確認事項】

タスク	目的
避難先のレイアウト検討	空間利用の改良
後で連絡が取れる避難者名簿の準備	
手洗いなどの利用ルールの掲示	
清掃・消毒に関するルール設定	濃厚接触者の後追い
受付から避難スペースまでの対応	衛生ルールの確立
妊産婦などの要配慮者の対応	衛生環境の配慮

【空間利用】

- 各世帯2メートル以上の間隔を開ける。
- パーテーション（間仕切り、可能であれば拭ける素材）を追加で活用する。
- 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用する。
- 避難者の動線があまり交差しないようにする。
- 高齢者・妊産婦・乳幼児・基礎疾患を持つ方には、衛生用品等が十分にある、より広い空間や別室を提供する。ほかの住民の協力が必要。
- 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かない。

【避難者名簿】

- 濃厚接触者を後追いできるように、避難者名簿には滞在区画（体育館、教室など）および避難者グループの記録(連絡先等)を追加する。

【手洗い環境の整備】

- 断水時は流水での手洗いができるような手洗い場の設置が早期に必要な(蛇口等がついたプラスチック容器を利用)。

【手洗いルールの鉄則】

- 液体せっけんと流水での手洗い後、手は乾燥させる必要がある（タオルの共有は不可、

洋服で拭くことも不可。ペーパータオルの多量の備蓄が必要)。

- 手に見える汚染が無く、流水環境が無ければ、アルコール手指消毒だけでも対応は可能(備蓄・設置が必要。ポスター等を活用して正しい使用方法を周知する)。
- 手洗いタイミングの周知：手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状のある人の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後。
- 手洗いを必要とするタイミングの環境に、アルコール手指消毒薬を設置する。

【掃除・消毒・換気ルールの基本】

- トイレ・出入口・ドアなど、人が触る部分を重点的に清掃と消毒をする。
- 清掃消毒は、アルコール消毒薬や、次亜塩素酸0.05%溶液等を、用途別で用いる。「2時間ごと」などルールを決める。
- 換気は最低でも「2時間毎、10分間」などルールを決める。空気の流れをできるだけ作る。湿度を高くしない。

【食事・物資配布ルールの基本】

- 食品等を置くテーブル等は、アルコール消毒等で常に拭いておく。
- 手渡しは、しない。個包装の製品を準備する。
- 一斉に取りに来るような方法を避ける。
- 配布場所には手指アルコール消毒薬を設置する。
- 担当者は手袋とマスクを着用する。

3.2 体調不良者への対応

【確認事項】

タスク	目的
感染症を疑う有症状者への対応	感染波及の予防
隔離室の準備	統一した指針の確立
相談担当者の設置	安心の提供
コールセンターの案内	情報の提供

【隔離室の設置】

- 咳・発熱・下痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定する。
- 間仕切りを使用する。プラスチック素材等(拭ける素材)をパーテーションで区切る等で工夫する。
- 定期的な換気のため、窓が一箇所以上ある空間が望ましい。
- 飛沫予防策・接触予防策を実施する。
- トイレも専用に区画する。
- ゾーニング場所をテープや注意喚起で分かりやすく表記しておく。

【自宅待機者・自宅療養者が避難してきた場合】(濃厚接触者は、保健所の指導を受けているので、基本的には避難所には来ない。)

- 本人は申告しづらいかもしれない状況をくみ取る。
- 避難所での受付時、感染の有無・疑いについてヒアリングし、その時点で隔離。

- 市災害対策本部に確認のうえ、宿泊療養所など安全な施設へ誘導。
- 施設内では、自宅療養者と、検査結果待ちの自宅待機者の利用する場所や区域は分けておく。トイレや共通の空間を使用しないようにする。

4 避難所閉鎖

4.1 避難所運営ルール

【確認事項】

タスク	目的
避難者が利用された後の対応方法	現状復帰

【備考】

- 避難者の利用後の対応
 - 退去後の居室の清掃等・退去後は、室内の家具・備品の消毒及び十分な換気を行う。
 - 清掃は、通常と同様の清掃に加え、次亜塩素酸 0.05%溶液及びアルコールによりドアの取手やノブ、ベッド柵等を拭く。
 - 清掃・消毒の際は、手袋、サージカルマスクなど感染症防護を行う。